入札公告(説明書)

令和４年７月25日
東日本高速道路株式会社
新潟支社長　梅木　秀郎

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告(説明書)』に記載のとおり実施します。

第１　基本事項（調達手続の概要）

1-1.調達機関番号　417
1-2.所在地番号　15
1-3.品目分類番号　17
1-4.契約件名　新潟支社　Ｒ４トラクターショベル購入
1-5.契約責任者　NEXCO東日本　新潟支社長　梅木　秀郎
1-6.契約担当部署　NEXCO東日本　新潟支社　技術部　調達契約課
(住所) 〒950-0917 新潟県新潟市中央区天神1-1
(ＴＥＬ) 025-241-5116
(Mail) ki-r-niigata@e-nexco.co.jp
1-7.競争契約の方法　一般競争入札方式
1-8.競争参加資格の確認　事前審査方式（通知型）
1-9.入札の方法　郵送入札
1-10.落札者の決定方法　自動落札方式
1-11.見積活用方式の有無　有
1-12.単価表の提出　必要･･･入札者に対する指示書［10］[11]を参照のこと
1-13.入札保証　不要
1-14.契約保証　不要
1-15.契約書の作成　必要･･･入札者に対する指示書［23］を参照のこと
1-16.契約図書

(1)本契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

①入札公告(説明書)	本書 https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/
②標準契約書	https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/ 【購入契約書】を使用すること
③入札者に対する指示書	https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/ 【郵送入札《購買等契約》】を使用すること
④特記仕様書	https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/
⑤金抜設計書	https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/
⑥競争参加資格確認申請書	本書の別紙様式１、2-1のとおり
⑦入札書	上記③入札者に対する指示書様式１のとおり

⑧単価表　　　　　　　　　　　上記⑤の金抜設計書を基に指示書様式3により作成する

(2)競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要があり、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。

(3)競争参加希望者は、上記(1)の①から⑧に示す契約図書のうちURLが記載されている図書については、NEXCO東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。

(4)契約図書の交付期間　　　**別表-1『契約手続き日程』のとおり**

第2　調達手続に付する事項（調達概要）

2-1.調達概要

(1)物件等数量　　　　　　　トラクターショベル　　15台　（湯沢管理事務所　6台）
（新潟管理事務所　2台）
（長岡管理事務所　2台）
（上越管理事務所　5台）

(2)案件の仕様　　　　　　　特記仕様書のとおり

(3)納入等場所　　　　　　　新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立1159（湯沢管理事務所）
新潟県新潟市江南区亀田早通3233（新潟管理事務所）
新潟県長岡市上除町80（長岡管理事務所）
新潟県上越市富岡1717-1（上越管理事務所）

(4)契約期間　　　　　　　　契約締結の日の翌日から360日間

第3　調達手続に参加するための条件等

3-1.競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者（以下「入札者」）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、下記に示す「競争参加資格確認申請書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

(1)審査基準日（**別表-1『契約手続き日程』**に示す「競争参加資格確認申請書等」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、NEXCO東日本の契約規程実施細則第6条の規定に該当しない者であること。

(2)「納入実績又は製造実績」、「アフターサービス体制」、「メンテナンス部品の供給体制」の条件については「別表－２」の条件を満たすこと。

(3)審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO東日本から「地域4（新潟支社が所掌する区域)」において、取引停止措置を受けていないこと（NEXCO東日本が「地域4（新潟支社が所掌する区域)」において講じた取引停止措置期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。

(4) 審査基準日から入札・開札を経て相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、本件競争入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書1[1]「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

2）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

1）一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

2）一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合

3）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】

会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

ⅰ）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

a　会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b　会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c　会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

d　会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ⅱ）会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ⅲ）会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ⅳ）組合の理事

Ⅴ）その他業務を執行する者であって、ⅰ）～ⅳ）までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3-2.競争参加資格確認申請書等の作成

(1)入札者は、次に示す「競争参加資格確認申請書等（以下、「申請書」という。)」を作成しなければならない。

なお、申請書の作成にあたっては、「競争参加資格確認申請書等作成要領」に従うこと。

申請書（様式）	作成にかかる留意事項
競争参加資格確認申請書 (様式１)	◇必要事項を記載すること ◇その他補足事項については、入札者に対する指示書[6]〔3〕①を参照のこと
競争参加資格確認資料 (様式 2-1)	◇「別表－２」に示す競争参加資格を満たす納入実績又は製造実績、アフターサービス体制・メンテナンス部品の供給体制について記載すること ◇記載にあたっては様式 2-1 に示す《記載上の注意事項》に従うこと

なお、競争参加資格確認資料（様式 2-1）に記載した内容を証明する書類（以下、「証明書類」という。）については、申請書提出時に添付する必要はない。

3-3.競争参加資格確認申請書の提出

(1)入札者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり申請書を提出しなければならない。

① 提出期間　　**別表-1『契約手続き日程』のとおり**

② 提出場所　　上記1-6.契約担当部署のとおり

③ 提出方法　　**書留郵便等(注)又は電子メール**により提出すること。(提出期間内に必着)。

(注) **書留郵便等とは、郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条2項）のうち、受領署名又は押印を必要とする方法を指します。（入札者に対する指示書冒頭の「お知らせ」を参照。以下、同じ）**

① **書留郵便等**による提出の場合

作成した申請書を2部、**書留郵便等**により提出すること。

なお、**様式2-1についてはxlsx形式のデータを保存したCD-R等も合わせて提出するものとする。**

② **電子メール**による提出の場合

担当者連絡先届（「入札者に対する指示書様式」）で指定した電子メールアドレスより、作成した申請書を契約担当部署宛アドレス≪ki-r-niigata@e-nexco.co.jp≫に提出すること。

なお、担当者連絡先届により指定したメールアドレス以外での電子メールによる提出は受け付けないので注意すること。

また、電子メールの件名には、必ず提出書類名に加え、本調達の「契約件名」を記載すること。（以下、電子メール提出は同様とする。）

例：「競争参加資格確認申請書（○○支社 ○○購入）」

※提出されたデータのファイル形式の誤りなど、形式的かつ極めて軽微な誤りに限り、追加提出を認める場合があります。（※記載漏れ等による追加提出は認めません。）

④ 提出書類　　**「競争参加資格確認申請書等作成要領」**に示すとおり

3-4.競争参加資格の確認

(1)契約責任者は、競争参加希望者からの申請書に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無、その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

※確認結果通知予定日：**別表-1『契約手続き日程』のとおり**

(2)上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。

(3)その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[7]及び[8]を参照のこと。

第4　見積活用方式

4-1. 見積活用方式の概要及び留意事項

(1)本件は、入札前に入札者に対しNEXCO東日本が指定する項目に係る参考見積書の提出を求め、その参考見積書を活用して契約制限価格の設定を行う見積活用方式（以下「本方式」という。）の対象の調達である。

(2)見積活用方式の概要

本方式は、NEXCO 東日本が金抜設計書の摘要欄に「見積対象」と記載した項目について、入札者から参考見積書の提出を求め、参考見積書提出後 NEXCO 東日本が、参考見積書に記載された内容（設計図書の性能・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるか）について確認を行い、確認過程で必要に応じて見積内容に関する問合せを入札者に対し行い、参考見積書に変更が生じる場合に当該入札者に訂正参考見積書の提出を求めるなどした後、NEXCO 東日本が最も適正な価格であると認めた参考見積書又は訂正参考見積書（これら以下「最終参考見積書」という。）を活用して契約制限価格の設定する方式をいう。

(3) 参考見積書の提出期限等

入札者は、「見積対象」とされた項目の参考見積書を、次に示すとおり提出しなければならない。

① 参考見積書提出期間　**別表１『契約手続き日程』**のとおりとする。

② 参考見積書提出場所　上記 1-6. 契約担当部署のとおり

③ 参考見積書提出方法　<u>**書留郵便等**</u>（提出期限までに必着）で提出すること。
なお、「競争参加資格確認申請書」を<u>**書留郵便等**</u>により提出する場合、「競争参加資格確認申請書」と「参考見積書」を一つの封筒に封かんし、同時に提出すること。

④ 提出書類　<u>**書留郵便等**</u>で以下を提出すること。(提出部数：1 部)
ｉ)参考見積書データ（様式 3、4 及び添付資料）を出力した書面

※<u>**書留郵便等**</u>以外の提出は認めません。
※提出されたデータのファイル形式の誤りなど、形式的かつ極めて軽微な誤りに限り、追加提出を認める場合があります。(※記載漏れ等による追加提出は認めません。)

(4) 参考見積書に関する問合せ

参考見積書提出後、NEXCO 東日本が行う見積内容の過程において、見積内容等に疑義が生じた場合など必要に応じて入札者に対し確認を行う参考見積書に関する問合せは、参考見積書提出期限以後、**別表１『契約手続き日程』**のとおり予定し、申請書に記載された担当者宛に連絡を行う。

なお、参考見積書に関する問合せの方法は、担当者宛に連絡し日時を定めたうえ Web 会議システムにより実施する方法のほか、電子メール、電話もしくは対面により問合せを行うことを想定している。

(5) 訂正参考見積書の提出期限等

入札者は、上記(4)の問合せにおいて、参考見積書の内容に訂正が必要となった場合は、次に示すとおり訂正参考見積書を提出しなければならない。

① 訂正参考見積書提出期間　**別表１『契約手続き日程』**のとおり

② 訂正参考見積書提出場所　上記 1-6. 契約担当部署のとおり

③ 訂正参考見積書提出方法　<u>**書留郵便等**</u>により提出すること。

④ 提出書類　上記（3）④提出書類と同様の方法により訂正参考見積書を提出すること。
なお、上記(4)による問合せの有無にかかわらず、本項により提出する訂正参考見積書は、入札者自らが参考見積書に訂正が必要と判断した場合にのみ提出するものとする。

(6) 上記(3)若しくは必要に応じて上記(5)に示す提出期限までに参考見積書又は訂正参考見積書（訂正の必要が無い場合を除く）の提出がされない場合は、当該入札者は、以後の入札手続きに参加することができないものとする。また、当該入札者がその後に入札を行った場合であっても、その入札は無効として取扱う。

(7) <u>**入札者は、最終参考見積書に基づいた入札を行うものとするが、最終参考見積書に記載された見積対象項目の総額は、入札時に最終参考見積書を超えない限り変更ができるものとし、最終参考見積書に記載された見積対象項目の総額を超える場合には、当該入札者が行った入札は無効とする。**</u>

(8) 契約制限価格の設定から落札者決定までの期間において、契約制限価格に活用した最終参考見積書を提出した入札者が入札を辞退した場合、又は入札書が無効になった場合は、契約制限価格に活用した入札辞退等を行った入札者を除外した最終参考見積価格を活用し契約制限価格を算出し直すこととし、入札手続きを保留する場合がある。

(9) 入札者は、入札書を当社に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取り扱いはしない。

(10) 最終参考見積書において、当社が指定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、入札者に異なる理由等について聞き取りを行ったうえ、聞き取りを行った事由が不適当と認められる場合は、当社に対する入札妨害行為があったものと判断し、当該入札者に対し、当該調達に係る競争参加資格を取り消す場合があるほか、取引停止等の措置を講じる場合がある。

第５　入札及び開札・落札予定者・落札者の決定

5-1.入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

①入札書の提出期限	**別表-1『契約手続き日程』のとおり**
②入札書の提出場所	上記 1-6.契約担当部署のとおり
③入札書の提出方法	**書留郵便等**により提出すること。（提出期限内の必着）。持参、電子メール、普通郵便、ＦＡＸによるものは受け付けない。

(2)開札の執行については、次に定めるとおりとする。

①開札執行日時	**別表-1『契約手続き日程』のとおり**
②開札執行場所	東日本高速道路株式会社　新潟支社　会議室

5-2.落札予定者の決定

(1)契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最低の入札価格をもって本件の契約価格を決定し、当該入札者を落札予定者と決定する。

(2)契約責任者は、落札予定者に対し、証明書類の提出を次に示すとおり求めるものとし、落札予定者はこれに従わなければならない。

①証明書類の提出期限	提出要請の翌日から７日以内（行政機関の休日を含まない）
②証明書類の提出場所	上記 1-6.契約担当部署のとおり
③証明書類の提出方法	上記 3-3.（1）と同様に**書留郵便等又は電子メール**により提出すること。（提出期限内必着）。持参、普通郵便、ＦＡＸによるものは受け付けない。 証明書類受領後は、書類の訂正・差し替えは認めないので、十分に確認のうえ提出すること。 なお、証明書類の確認の結果、申請書の内容に不備等がある場合には、その状況により取引停止措置を講ずる場合がある。
④証明書類の内容	競争参加資格確認申請書等作成要領５に示すとおり。

契約責任者は、証明書類の確認の結果、申請書の内容に不備等があった場合、また証明書類で申請書の記載内容が確認できない場合は、当該落札予定者が行った入札を無効とし、開札の結果による次順位者を落札予定者と決定して証明書類の提出を求めることとする。

5-3.落札者の決定

契約責任者は、5-2（2）により提出のあった証明書類の確認の結果、申請書の記載内容が証明された場合に当該落札予定者を落札者として決定する。

第6　その他

6-1.使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

6-2.質問の受付

(1)本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

①受付期間　　**別表-1『契約手続き日程』のとおり**

②受付場所　　上記1-6.契約担当部署のとおり

③受付方法　　質問書面(別紙質問書様式)を**書留郵便等又は電子メール**により提出すること（受付期間内必着のこと)。普通郵便・ＦＡＸによるものは受け付けない。なお、**書留郵便等**により提出する場合において、質問数が5問以上の場合は、質問書面を作成したファイルデータを記録したCD-R等も質問書面と併せて提出すること。

(2)上記(1)の質問に対する回答については、次に定めるとおり行う。

①回答予定日　　質問書を受け取った日の翌日から原則として平日5日以内

②回答方法　　NEXCO東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本件公告名」の「備考」）に掲載する。
https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/

6-3.入札の無効　　入札者に対する指示書[20]に該当する入札は無効とする。

6-4.苦情の申立て　本入札手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、政府調達苦情検討委員会(連絡先:内閣府政府調達苦情検討委員会事務局,電話03-5253-2111（代表）)に対して苦情の申立てを行うことができる。

以　　上

様式１

競争参加資格確認申請書

令和　年　月　日

東日本高速道路株式会社
新潟支社長　　梅木　秀郎　　　　殿

住所
会社名
代表者

注意）「代表者」の欄は，法人代表権者に限定する必要はなく，NEXCO でいう「契約責任者」と同じく，契約締結権限を有する者（=契約当事者。事業部長･支店長･営業所長など）であればよい。

担当者
TEL
FAX
E-mail

【入札公告日】　令和　４年　７月　２５日
【件名】新潟支社　Ｒ４トラクターショベル購入

上記発注案件に係る競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
なお、上記件名の入札公告において示された競争参加資格に係る要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- 当社は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第６条に該当する法人ではありません。なお、同条第４項第六号に関しては、排除要請等の対象法人ではありません。
- 当社と資本関係又は人的関係のある者は、上記件名の入札手続きには参加しません。
- 今後、落札者決定までの間において、上記宣誓事項に変更が生じた場合は、速やかに書面をもって契約責任者宛に申し出ます。

記

１．競争参加資格確認資料・・・様式２－１

注）「入札に参加しようとする者の間の資本関係又は人的関係」については、別紙「競争参加が制限される入札参加者間の資本関係又は人的関係」をご確認下さい。なお、申請にあたり別紙の提出は不要です。

■競争参加が制限される入札参加者間の資本関係又は人的関係について

○競争参加が制限される関係(例)

①子会社と親会社の関係にある場合【資本関係】
②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合【資本関係】
③役員等を兼任している場合【人的関係】

《イメージ図》

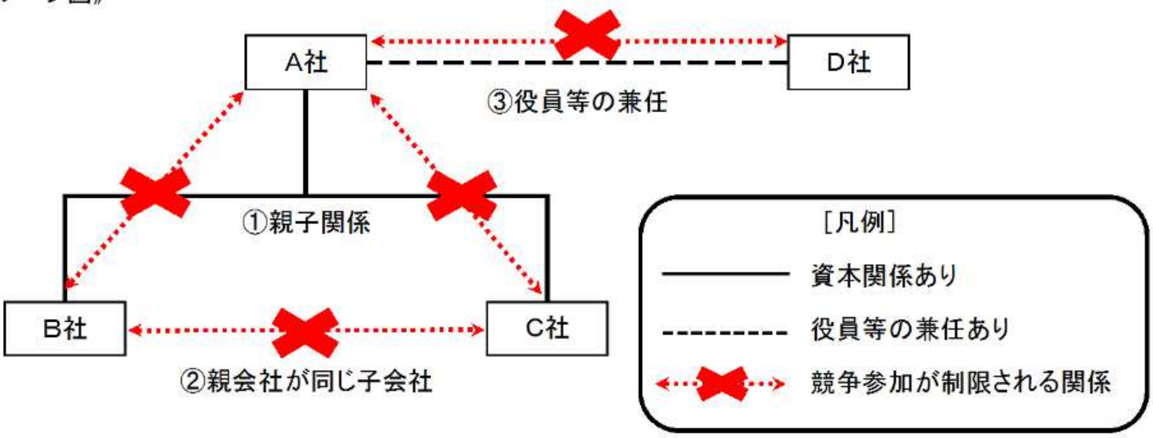

○子会社と親会社の関係(例)

ある会社からみた場合の子会社とされる会社の例は以下のとおりです。

①議決権の過半数を有している場合
②ある会社と子会社をあわせて議決権の過半数を有している場合
③子会社が議決権の過半数を有している場合

《イメージ図》

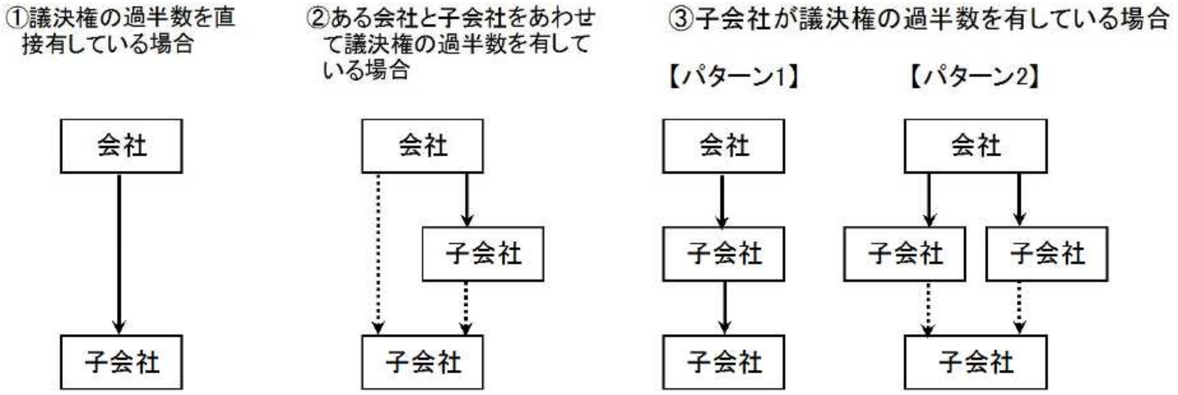

※この図の「子会社」からみた「会社」が親会社となる。

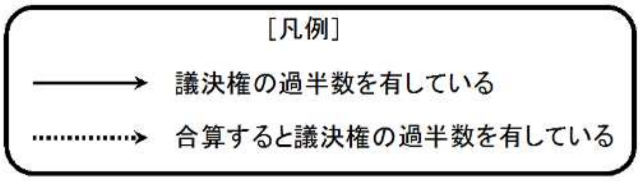

様式２－１

「新潟支社　R4トラクターショベル購入」に係る競争参加資格確認資料（一般競争入札）

会社名	提出日
	令和〇〇年〇月〇日

納入実績又は製造実績

申請項目		申請者記載欄	摘　要	確認（競争参加資格審査基準）	結果（競争参加資格審査基準）
Ⅰ 同種機械 又は		トラクターショベル	以降の記載内容が書面により証明可能	－	－
主体的部位		スノープラウ			
Ⅱ 実績の証明方法（※必須）	□	①納入実績（当社）	・①～④のいずれかにチェックすること ・②の場合は、納入機関名（国土交通省●●整備局等）も記載すること	□	
	□	②納入実績（当社以外：　●●●●●●　）			
	□	③製造実績（代理店等を介して納入した場合）			
	□	④商社又は代理店等（代理店等として納入した実績が無い場合）			
Ⅲ 納入実績又は製造実績（※必須）	契約名		・Ⅱに係る実績を1件記載すること ・平成19年度以降の実績で当社に対するもの又は契約金額の大きいものを優先すること ・Ⅱ④に該当する場合は、製造者の実績を記載すること	□	
	発注者名	〇〇〇〇　◇◇支社			
	契約金額（税込）	円（税込）			
	履行期間	平成00年00月00日～平成00年00月00日			
	納入場所				
	契約内容（数量・規格等）				
Ⅳ 代理店等名	代理店契約等	Ⅲの実績において代理店等との契約が書面により証明可能	Ⅱ③に該当する場合、記載すること	□	
	商号又は名称				
	住所				
	代表者氏名				
	担当者氏名				
	電話番号（担当者）				
Ⅴ 製造者名	代理店契約等	Ⅲの実績を有する製造者との契約が書面により証明可能	Ⅱ④に該当する場合、記載すること	□	
	商号又は名称				
	住所				
	代表者氏名				
	担当者氏名				
	電話番号（担当者）				

保守技術支援体制

申請項目				申請者記載欄	摘　要	確認（競争参加資格審査基準）	結果（競争参加資格審査基準）
Ⅵ アフターサービス体制（工場）（※必須）	①	競争参加希望者との関係	□	a. 直営整備工場（入札参加者の関連会社である場合を含む）	a. b. のいずれかにチェックすること		
			□	b. 協力会社の整備工場（入札参加者と契約関係あり）			
		名称			・Ⅵは全て記載した工場に係る事項を記載しなければならない ・新潟県内に1箇所以上確保すること	□	
		住所					
	②	資格要件	□	「自動車分解整備事業」認証工場/認証番号（　●●●●　） 取得年月日　：　平成00年00月00日	・工場が保有する資格をチェックすること ・番号及び取得年月日を記載すること	□	
			□	「指定自動車整備事業」指定工場/指定番号（　●●●●　） 取得年月日　：　平成00年00月00日			
	③	緊急時の対応技術者	在籍会社名		記載した技術者が記載した工場（会社）に在籍していること ・転送・携帯・その他のいずれかに〇をつけること	□	
			氏名				
			電話番号	昼　　間　：　（携帯・転送・その他）			
				休日・夜間　：　（携帯・転送・その他）			
			取得資格要件	□ a. 二級ジーゼル自動車整備士 取得年月日　：　平成00年00月00日	・保有する資格をチェックすること ・取得年月日を記載すること ・b. のみを選択する場合はa. と同等以上であること		
				□ b. （●●●●●●） 取得年月日　：　平成00年00月00日			
Ⅶ メンテナンス部品供給体制（※必須）	①	対応窓口	会社・部署名		・Ⅶは部品の種類によらず共通の連絡先とすること ・転送・携帯・その他のいずれかに〇をつけること	□	
			担当者氏名				
			電話番号	昼　　間　：　（携帯・転送・その他）			
				休日・夜間　：　（携帯・転送・その他）			
		軽微な故障修理に必要な部品の供給に要する時間、部品供給元（供給元及び所在地）		軽微な故障修理に必要な部品（Oリング、パッキン、ベルト、ヒューズ、油脂類等） 受　注　後　、　●●　時間　で　供　給	24時間以内であること		
				部品供給元　：	部署名等を記載		
				供給元所在地　：	市町村単位で記載		
	②	供給期間		納入機械のメンテナンスに必要な部品を　、　●●年　以上確保	10年以上確保できること	□	
本申請書【Microsoft Excel（様式2-1）】を保存したCD-R等の提出						□	

競争参加資格審査結果	

記載上の注意事項

①本様式において申請者が記載するのは黄色着色欄のみである（黒字の記載済みの内容は例であり適宜変更してよい。）　［申請者記載欄］
②本様式のピンク色の着色欄は当社にて使用するので加筆・修正・削除は行わないこと。　［NEXCO東日本使用欄］
③本様式は必要事項の記載後は1枚の片面印刷とすること。なお、紙印刷する場合の標準設定は以下のとおり。
（参考）設定例　Microsoft Excel 2007の「ページ設定」において　印刷方向 横／縮尺　100%／用紙サイズ A3／印刷品質 600dpi
余白設定　上 1.4cm ／ 下 0.9cm ／ 左 0.8cm ／ 右 0.8cm
④本様式で後日提出を求める証明書類は両面印刷でもよい。
⑤「競争参加資格確認申請書等作成要領」に従い、申請者記載欄にチェック及び記載し、保有する証明書類で記載内容が確認できるかどうか確認すること。本様式への記載内容が後日提出を求める証明資料により確認できない場合、入札無効となるので注意すること。また、この場合、競争参加資格停止がとられる場合がある。また、チェックボックスは各セルのドロップダウンリストから□または■を選択す
⑥住所等の記載欄が足りない場合は、本様式の行の高さを1ページで印刷可能な範囲で高くしたうえで作成すること。行の高さを変更した場合は、必要に応じて記載上の注意事項を消去して、1枚の片面印刷とすること。

様式2－2

「新潟支社　R4トラクターショベル購入」に係る証明書類チェックリスト

会社名	記載内容の審査基準日
	令和4年8月23日

納入実績又は製造実績				摘　要
申請項目		チェック内容		
Ⅰ 同種機械 又は		トラクターショベル		様式2－1の記載内容に係る証明書類
主体的部位		スノープラウ		
Ⅱ 実績の証明方法		□	①納入実績（当社）	①～④のいずれかにチェックすること
		□	②納入実績（当社以外）	
		□	③製造実績（代理店等を介して納入した場合）	
		□	④商社又は代理店等（代理店等として納入した実績が無い場合）	
Ⅲ納入実績又は製造実績 Ⅳ代理店等名 Ⅴ製造者名	①納入実績（当社） の場合	□	契約書表表頭部の写し	・Ⅱに係る実績 ・当社に対するもの又は契約金額の大きいものを優先 ・証明書類に漏れ等ないかチェックすること
		□	認定書の写し	
		□	平成19年度以降の実績である	
		□	特記仕様書の写し	
	②納入実績（当社以外） の場合	□	契約書表表頭部の写し	
		□	認定書（発注者から納入に関する検査に合格したと認められた書類）の写し	
		□	平成19年度以降の実績である	
		□	製作仕様書 （全体組立図、各部詳細図、機械諸元表、検査成績書、 写真、パンフレット等）	
	③製造実績（代理店等を介して納入した場合） の場合	□	同種機械を製造したことがわかる書類	
		□	競争参加希望者（製造者）及び同種機械の納入者（代理店等）間における契約書表頭部の写し	
		□	平成19年度以降の実績である	
		□	製作仕様書 （全体組立図、各部詳細図、機械諸元表、検査成績書、 写真、パンフレット等）	
	④商社又は代理店等（代理店等として納入した実績が無い場合） の場合	□	同種機械の製造実績を証明できる書類	
		□	競争参加希望者（代理店等）と同種機械の製造者との関係を証明できる書類（契約書等）の写し	
		□	平成19年度以降の実績である	
		□	製作仕様書 （全体組立図、各部詳細図、機械諸元表、検査成績書、 写真、パンフレット等）	

保守技術支援体制						摘　要
申請項目				チェック内容		
Ⅵアフターサービス体制（工場）	①	競争参加希望者との関係		□	a. 直営整備工場（競争参加希望者の関連会社である場合を含む）	a. b. のいずれかにチェックする
				□	b. 協力会社の整備工場（競争参加希望者と契約関係あり）	
				□	「競争参加希望者」と「b. 」の契約関係を証明できる書類	前項のb. の場合のみ
		工場の所在地		□	新潟県内に1箇所以上確保されている	証明書類に漏れがないかチェック
	②	資格要件		□	a. 「自動車分解整備事業」認証工場を証明できる確認書等の写し	・a. b. のいずれかにチェックする ・証明書類に漏れがないかチェック
				□	b. 「指定自動車整備事業」指定工場を証明できる指定書等の写し	
	③	緊急時の対応技術者	在籍会社名	□	当該技術者が記載した工場（会社）に在籍していることを証明できる書類	証明書類に漏れがないかチェック
			取得資格要件	□	a. 二級ジーゼル自動車整備士（必須資格）を証明できる書類	・a. b. のいずれかにチェックする ・b. のみを選択する場合はa. と同等以上であること ・証明書類に漏れがないかチェック
				□	b. （●●●●●●）を証明できる書類	

記載上の注意事項

①本様式において申請者が記載するのは黄色着色欄のみである（黒字の記載済みの内容は例であり適宜変更してよい。赤字部分の修正は不可）。　申請者記載欄

②本様式は必要事項の記載後は1枚の片面印刷とすること。なお、紙印刷する場合の標準設定は以下のとおり。

（参考）設定例　Microsoft Excel 2007の「ページ設定」において　印刷方向 横／縮尺　100%／用紙サイズ A3／印刷品質 600dpi

余白設定　上 1.4cm ／ 下 0.9cm ／ 左 0.8cm ／ 右 0.8cm

③本様式で後日提出を求める証明書類は両面印刷でもよい。

④「競争参加資格確認申請書作成要領」に従い、各項目に関して保有する証明書類で記載内容が確認できるかどうかチェックすること。本様式は、後日提出を求める証明資料と合わせて提出すること。また、チェックボックスは各セルのドロップダウンリストから□または■を選択すること。

⑤右上の審査基準日で審査を行うので、注意のこと。

様式 3

参考見積書の提出

【当社からの問合せにより見積書の訂正が必要となった場合は、「訂正参考見積書」として提出して下さい。】

令和　年　月　日

東日本高速道路株式会社
　新潟支社長　梅木　秀郎　殿

住所
会社名
代表者
担当者
TEL
FAX
E-mail

注意）「代表者」の欄は，法人代表権者に限定する必要はなく，当社でいう「契約責任者」と同じく，契約締結権限を有する者（=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など）であればよい。

令和４年７月25日付けで入札公告のありました「新潟支社　Ｒ４トラクターショベル購入」に係る見積活用方式対象項目の参考見積書を提出します。

１．添付資料
　参考見積書（様式４）
　添付書類

≪記載上の注意事項≫
※添付資料の購入内訳書及び内訳書は金抜設計書に基づき作成すること。
※特記仕様書・金抜設計書を熟読のうえ、単価を記載すること。

様式４

参考見積書

No.	タイプ	大項目	小項目	数量	単位	見積単価	見積金額	見積単価算出方法※	
								自社製作	他社納入
1	【ﾀｲﾌﾟ湯-1】	トラクターショベル（B）	下記1-1～1-26の合計額	2	台				
1-1			車両本体	1	台				
1-2			指定塗装費	1	式				
1-3			防錆塗装費	1	式				
1-4			作業装置費	1	式				
1-5			回転警光灯	1	灯				
1-6			前方作業灯	2	灯				
1-7			後方作業灯	2	灯				
1-8			床ﾏｯﾄ	1	式				
1-9			無線機取付装置	1	式				
1-10			後退ﾌﾞｻﾞｰ	1	式				
1-11			ｴｱｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ	1	式				
1-12			冬用ﾜｲﾊﾟｰﾌﾞﾚｰﾄﾞ	1	式				
1-13			ｳｨﾝﾄﾞｳｫｯｼｬ	1	式				
1-14			ｻｰﾋﾞｽﾒｰﾀ	1	個				
1-15			消火器	1	式				
1-16			ﾀｲﾔﾁｪｰﾝ	1	式				
1-17			ｻｲﾄﾞﾐﾗｰﾋｰﾀｰ	1	式				
1-18			非常用信号用具	1	式				
1-19			無線機ｱﾝﾃﾅ架台	1	式				
1-20			ETC車載器	1	式				
1-21			高機能カメラ	1	式				
1-22			防水シート	1	式				
1-23			牽引フック	1	式				
1-24			牽引ロープ	1	式				
1-25			バックカメラ	1	式				
1-26			ドライブレコーダー	1	式				
2		車載標識装置（C）	下記2-1～2-7の合計額	2	台				
2-1			表示装置	1	式				
2-2			標識架台	1	式				
2-3			運転室制御部	1	式				
2-4			運転室操作部	1	式				
2-5			標識切替簡易操作機	1	式				
2-6			散光式警光灯	1	式				
2-7			取付費	1	式				
3		輸送費		2	台				
4		登録申請等諸経費	新規登録	2	台				
5	【ﾀｲﾌﾟ湯-2】	トラクターショベル（B）	下記5-1～5-26の合計額	3	台				
5-1			車両本体	1	台				
5-2			指定塗装費	1	式				
5-3			防錆塗装費	1	式				
5-4			作業装置費	1	式				
5-5			回転警光灯	1	灯				
5-6			前方作業灯	2	灯				
5-7			後方作業灯	2	灯				
5-8			床ﾏｯﾄ	1	式				
5-9			無線機取付装置	1	式				
5-10			後退ﾌﾞｻﾞｰ	1	式				
5-11			ｴｱｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ	1	式				
5-12			冬用ﾜｲﾊﾟｰﾌﾞﾚｰﾄﾞ	1	式				
5-13			ｳｨﾝﾄﾞｳｫｯｼｬ	1	式				
5-14			ｻｰﾋﾞｽﾒｰﾀ	1	個				
5-15			消火器	1	式				
5-16			ﾀｲﾔﾁｪｰﾝ	1	式				
5-17			ｻｲﾄﾞﾐﾗｰﾋｰﾀｰ	1	式				
5-18			非常用信号用具	1	式				
5-19			無線機ｱﾝﾃﾅ架台	1	式				
5-20			ETC車載器	1	式				
5-21			高機能カメラ	1	式				
5-22			防水シート	1	式				
5-23			牽引フック	1	式				
5-24			牽引ロープ	1	式				
5-25			バックカメラ	1	式				
5-26			ドライブレコーダー	1	式				
6		車載標識装置（C）	下記6-1～6-7の合計額	3	台				
6-1			表示装置	1	式				
6-2			標識架台	1	式				
6-3			運転室制御部	1	式				
6-4			運転室操作部	1	式				
6-5			標識切替簡易操作機	1	式				
6-6			散光式警光灯	1	式				
6-7			取付費	1	式				
7		輸送費		3	台				
8		登録申請等諸経費	新規登録	3	台				
9	【ﾀｲﾌﾟ湯-3】	トラクターショベル（B）	下記9-1～9-26の合計額	1	台				
9-1			車両本体	1	台				
9-2			指定塗装費	1	式				
9-3			防錆塗装費	1	式				
9-4			作業装置費	1	式				
9-5			回転警光灯	1	灯				
9-6			前方作業灯	2	灯				
9-7			後方作業灯	2	灯				

参考見積書

No.	タイプ	大項目	小項目	数量	単位	見積単価	見積金額	見積単価算出方法※	
								自社製作	他社納入
9-8			床ﾏｯﾄ	1	式				
9-9			無線機取付装置	1	式				
9-10			後退ﾌﾞｻﾞｰ	1	式				
9-11			ｴｱｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ	1	式				
9-12			冬用ﾜｲﾊﾟｰﾌﾞﾚｰﾄﾞ	1	式				
9-13			ｳｨﾝﾄﾞｳｫｯｼｬ	1	式				
9-14			ｻｰﾋﾞｽﾒｰﾀ	1	個				
9-15			消火器	1	式				
9-16			ﾀｲﾔﾁｪｰﾝ	1	式				
9-17			ｻｲﾄﾞﾐﾗｰﾋｰﾀｰ	1	式				
9-18			非常用信号用具	1	式				
9-19			無線機ｱﾝﾃﾅ架台	1	式				
9-20			ETC車載器	1	式				
9-21			高機能カメラ	1	式				
9-22			防水シート	1	式				
9-23			牽引フック	1	式				
9-24			牽引ロープ	1	式				
9-25			バックカメラ	1	式				
9-26			ドライブレコーダー	1	式				
10		車載標識装置（C）	下記10-1～10-7の合計額	1	台				
10-1			表示装置	1	式				
10-2			標識架台	1	式				
10-3			運転室制御部	1	式				
10-4			運転室操作部	1	式				
10-5			標識切替簡易操作機	1	式				
10-6			散光式警光灯	1	式				
10-7			取付費	1	式				
11		輸送費		1	台				
12		登録申請等諸経費	新規登録	1	台				
13	【ﾀｲﾌﾟ長-1】	トラクターショベル（B）	下記13-1～13-26の合計額	1	台				
13-1			車両本体	1	台				
13-2			指定塗装費	1	式				
13-3			防錆塗装費	1	式				
13-4			作業装置費	1	式				
13-5			回転警光灯	1	灯				
13-6			前方作業灯	2	灯				
13-7			後方作業灯	2	灯				
13-8			床ﾏｯﾄ	1	式				
13-9			無線機取付装置	1	式				
13-10			後退ﾌﾞｻﾞｰ	1	式				
13-11			ｴｱｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ	1	式				
13-12			冬用ﾜｲﾊﾟｰﾌﾞﾚｰﾄﾞ	1	式				
13-13			ｳｨﾝﾄﾞｳｫｯｼｬ	1	式				
13-14			ｻｰﾋﾞｽﾒｰﾀ	1	個				
13-15			消火器	1	式				
13-16			ﾀｲﾔﾁｪｰﾝ	1	式				
13-17			ｻｲﾄﾞﾐﾗｰﾋｰﾀｰ	1	式				
13-18			非常用信号用具	1	式				
13-19			無線機ｱﾝﾃﾅ架台	1	式				
13-20			ETC車載器	1	式				
13-21			高機能カメラ	1	式				
13-22			防水シート	1	式				
13-23			牽引フック	1	式				
13-24			牽引ロープ	1	式				
13-25			バックカメラ	1	式				
13-26			ドライブレコーダー	1	式				
14		車載標識装置（C）	下記14-1～14-7の合計額	1	台				
14-1			表示装置	1	式				
14-2			標識架台	1	式				
14-3			運転室制御部	1	式				
14-4			運転室操作部	1	式				
14-5			標識切替簡易操作機	1	式				
14-6			散光式警光灯	1	式				
14-7			取付費	1	式				
15		輸送費		1	台				
16		登録申請等諸経費	新規登録	1	台				
17	【ﾀｲﾌﾟ長-2】	トラクターショベル（B）	下記17-1～17-26の合計額	1	台				
17-1			車両本体	1	台				
17-2			指定塗装費	1	式				
17-3			防錆塗装費	1	式				
17-4			作業装置費	1	式				
17-5			回転警光灯	1	灯				
17-6			前方作業灯	2	灯				
17-7			後方作業灯	2	灯				
17-8			床ﾏｯﾄ	1	式				
17-9			無線機取付装置	1	式				
17-10			後退ﾌﾞｻﾞｰ	1	式				
17-11			ｴｱｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ	1	式				
17-12			冬用ﾜｲﾊﾟｰﾌﾞﾚｰﾄﾞ	1	式				
17-13			ｳｨﾝﾄﾞｳｫｯｼｬ	1	式				
17-14			ｻｰﾋﾞｽﾒｰﾀ	1	個				
17-15			消火器	1	式				

様式４

参考見積書

No.	タイプ	大項目	小項目	数量	単位	見積単価	見積金額	見積単価算出方法※	
								自社製作	他社納入
17-16			ﾀｲﾔﾁｪｰﾝ	1	式				
17-17			ｻｲﾄﾞﾐﾗｰﾋｰﾀｰ	1	式				
17-18			非常用信号用具	1	式				
17-19			無線機ｱﾝﾃﾅ架台	1	式				
17-20			ETC車載器	1	式				
17-21			高機能カメラ	1	式				
17-22			防水シート	1	式				
17-23			牽引フック	1	式				
17-24			牽引ロープ	1	式				
17-25			バックカメラ	1	式				
17-26			ドライブレコーダー	1	式				
18		車載標識装置(C)	下記18-1～18-7の合計額	1	台				
18-1			表示装置	1	式				
18-2			標識架台	1	式				
18-3			運転室制御部	1	式				
18-4			運転室操作部	1	式				
18-5			標識切替簡易操作機	1	式				
18-6			散光式警光灯	1	式				
18-7			取付費	1	式				
19		輸送費		1	台				
20		登録申請等諸経費	新規登録	1	台				
21	【ﾀｲﾌﾟ上-1】	トラクターショベル(A)	下記21-1～21-26の合計額	2	台				
21-1			車両本体	1	台				
21-2			指定塗装費	1	式				
21-3			防錆塗装費	1	式				
21-4			作業装置費	1	式				
21-5			回転警光灯	1	灯				
21-6			前方作業灯	2	灯				
21-7			後方作業灯	2	灯				
21-8			床ﾏｯﾄ	1	式				
21-9			無線機取付装置	1	式				
21-10			後退ﾌﾞｻﾞｰ	1	式				
21-11			ｴｱｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ	1	式				
21-12			冬用ﾜｲﾊﾟｰﾌﾞﾚｰﾄﾞ	1	式				
21-13			ｳｨﾝﾄﾞｳｫｯｼｬ	1	式				
21-14			ｻｰﾋﾞｽﾒｰﾀ	1	個				
21-15			消火器	1	式				
21-16			ﾀｲﾔﾁｪｰﾝ	1	式				
21-17			ｻｲﾄﾞﾐﾗｰﾋｰﾀｰ	1	式				
21-18			非常用信号用具	1	式				
21-19			無線機ｱﾝﾃﾅ架台	1	式				
21-20			ETC車載器	1	式				
21-21			高機能カメラ	1	式				
21-22			防水シート	1	式				
21-23			牽引フック	1	式				
21-24			牽引ロープ	1	式				
21-25			バックカメラ	1	式				
21-26			ドライブレコーダー	1	式				
22		車載標識装置(C)	下記22-1～22-7の合計額	2	台				
22-1			表示装置	1	式				
22-2			標識架台	1	式				
22-3			運転室制御部	1	式				
22-4			運転室操作部	1	式				
22-5			標識切替簡易操作機	1	式				
22-6			散光式警光灯	1	式				
22-7			取付費	1	式				
23		輸送費		2	台				
24		登録申請等諸経費	新規登録	2	台				
25	【ﾀｲﾌﾟ上-2】	トラクターショベル(A)	下記25-1～25-26の合計額	1	台				
25-1			車両本体	1	台				
25-2			指定塗装費	1	式				
25-3			防錆塗装費	1	式				
25-4			作業装置費	1	式				
25-5			回転警光灯	1	灯				
25-6			前方作業灯	2	灯				
25-7			後方作業灯	2	灯				
25-8			床ﾏｯﾄ	1	式				
25-9			無線機取付装置	1	式				
25-10			後退ﾌﾞｻﾞｰ	1	式				
25-11			ｴｱｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ	1	式				
25-12			冬用ﾜｲﾊﾟｰﾌﾞﾚｰﾄﾞ	1	式				
25-13			ｳｨﾝﾄﾞｳｫｯｼｬ	1	式				
25-14			ｻｰﾋﾞｽﾒｰﾀ	1	個				
25-15			消火器	1	式				
25-16			ﾀｲﾔﾁｪｰﾝ	1	式				
25-17			ｻｲﾄﾞﾐﾗｰﾋｰﾀｰ	1	式				
25-18			非常用信号用具	1	式				
25-19			無線機ｱﾝﾃﾅ架台	1	式				
25-20			ETC車載器	1	式				
25-21			高機能カメラ	1	式				
25-22			防水シート	1	式				
25-23			牽引フック	1	式				

様式４

参考見積書

No.	タイプ	大項目	小項目	数量	単位	見積単価	見積金額	見積単価算出方法※	
								自社製作	他社納入
25-24			牽引ロープ	1	式				
25-25			バックカメラ	1	式				
25-26			ドライブレコーダー	1	式				
26		車載標識装置(C)	下記26-1～26-7の合計額	1	台				
26-1			表示装置	1	式				
26-2			標識架台	1	式				
26-3			運転室制御部	1	式				
26-4			運転室操作部	1	式				
26-5			標識切替簡易操作機	1	式				
26-6			散光式警光灯	1	式				
26-7			取付費	1	式				
27		輸送費		1	台				
28		登録申請等諸経費	新規登録	1	台				
29	【ﾀｲﾌﾟ上-3】	トラクターショベル(A)	下記29-1～29-26の合計額	1	台				
29-1			車両本体	1	台				
29-2			指定塗装費	1	式				
29-3			防錆塗装費	1	式				
29-4			作業装置費	1	式				
29-5			回転警光灯	1	灯				
29-6			前方作業灯	2	灯				
29-7			後方作業灯	2	灯				
29-8			床ﾏｯﾄ	1	式				
29-9			無線機取付装置	1	式				
29-10			後退ﾌﾞｻﾞｰ	1	式				
29-11			ｴｱｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ	1	式				
29-12			冬用ﾜｲﾊﾟｰﾌﾞﾚｰﾄﾞ	1	式				
29-13			ｳｨﾝﾄﾞｳｫｯｼｬ	1	式				
29-14			ｻｰﾋﾞｽﾒｰﾀ	1	個				
29-15			消火器	1	式				
29-16			ﾀｲﾔﾁｪｰﾝ	1	式				
29-17			ｻｲﾄﾞﾐﾗｰﾋｰﾀｰ	1	式				
29-18			非常用信号用具	1	式				
29-19			無線機ｱﾝﾃﾅ架台	1	式				
29-20			ETC車載器	1	式				
29-21			高機能カメラ	1	式				
29-22			防水シート	1	式				
29-23			牽引フック	1	式				
29-24			牽引ロープ	1	式				
29-25			バックカメラ	1	式				
29-26			ドライブレコーダー	1	式				
30		車載標識装置(C)	下記30-1～30-7の合計額	1	台				
30-1			表示装置	1	式				
30-2			標識架台	1	式				
30-3			運転室制御部	1	式				
30-4			運転室操作部	1	式				
30-5			標識切替簡易操作機	1	式				
30-6			散光式警光灯	1	式				
30-7			取付費	1	式				
31		輸送費		1	台				
32		登録申請等諸経費	新規登録	1	台				
33	【ﾀｲﾌﾟ上-4】	トラクターショベル(B)	下記33-1～33-26の合計額	1	台				
33-1			車両本体	1	台				
33-2			指定塗装費	1	式				
33-3			防錆塗装費	1	式				
33-4			作業装置費	1	式				
33-5			回転警光灯	1	灯				
33-6			前方作業灯	2	灯				
33-7			後方作業灯	2	灯				
33-8			床ﾏｯﾄ	1	式				
33-9			無線機取付装置	1	式				
33-10			後退ﾌﾞｻﾞｰ	1	式				
33-11			ｴｱｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ	1	式				
33-12			冬用ﾜｲﾊﾟｰﾌﾞﾚｰﾄﾞ	1	式				
33-13			ｳｨﾝﾄﾞｳｫｯｼｬ	1	式				
33-14			ｻｰﾋﾞｽﾒｰﾀ	1	個				
33-15			消火器	1	式				
33-16			ﾀｲﾔﾁｪｰﾝ	1	式				
33-17			ｻｲﾄﾞﾐﾗｰﾋｰﾀｰ	1	式				
33-18			非常用信号用具	1	式				
33-19			無線機ｱﾝﾃﾅ架台	1	式				
33-20			ETC車載器	1	式				
33-21			高機能カメラ	1	式				
33-22			防水シート	1	式				
33-23			牽引フック	1	式				
33-24			牽引ロープ	1	式				
33-25			バックカメラ	1	式				
33-26			ドライブレコーダー	1	式				
34		車載標識装置(C)	下記34-1～34-7の合計額	1	台				
34-1			表示装置	1	式				
34-2			標識架台	1	式				
34-3			運転室制御部	1	式				
34-4			運転室操作部	1	式				

参考見積書

No.	タイプ	大項目	小項目	数量	単位	見積単価	見積金額	見積単価算出方法※	
								自社製作	他社納入
34-5			標識切替簡易操作機	1	式				
34-6			散光式警光灯	1	式				
34-7			取付費	1	式				
35		輸送費		1	台				
36		登録申請等諸経費	新規登録	1	台				
37	【ﾀｲﾌﾟ新-1】	トラクターショベル(B)	下記37-1～37-26の合計額	2	台				
37-1			車両本体	1	台				
37-2			指定塗装費	1	式				
37-3			防錆塗装費	1	式				
37-4			作業装置費	1	式				
37-5			回転警光灯	1	灯				
37-6			前方作業灯	2	灯				
37-7			後方作業灯	2	灯				
37-8			床ﾏｯﾄ	1	式				
37-9			無線機取付装置	1	式				
37-10			後退ﾌﾞｻﾞｰ	1	式				
37-11			ｴｱｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ	1	式				
37-12			冬用ﾜｲﾊﾟｰﾌﾞﾚｰﾄﾞ	1	式				
37-13			ｳｨﾝﾄﾞｳｫｯｼｬ	1	式				
37-14			ｻｰﾋﾞｽﾒｰﾀ	1	個				
37-15			消火器	1	式				
37-16			ﾀｲﾔﾁｪｰﾝ	1	式				
37-17			ｻｲﾄﾞﾐﾗｰﾋｰﾀｰ	1	式				
37-18			非常用信号用具	1	式				
37-19			無線機ｱﾝﾃﾅ架台	1	式				
37-20			ETC車載器	1	式				
37-21			高機能カメラ	1	式				
37-22			防水シート	1	式				
37-23			牽引フック	1	式				
37-24			牽引ロープ	1	式				
37-25			バックカメラ	1	式				
37-26			ドライブレコーダー	1	式				
38		車載標識装置(C)	下記38-1～38-7の合計額	2	台				
38-1			表示装置	1	式				
38-2			標識架台	1	式				
38-3			運転室制御部	1	式				
38-4			運転室操作部	1	式				
38-5			標識切替簡易操作機	1	式				
38-6			散光式警光灯	1	式				
38-7			取付費	1	式				
39		輸送費		2	台				
40		登録申請等諸経費	新規登録	2	台				
41		登録申請等諸経費	抹消登録	18	台				
42		下取り機械	下記42-1～42-18の合計額	1	式				
42-1			長岡000も5076	1	台				
42-2			長岡000も5077	1	台				
42-3			長岡000も5082	1	台				
42-4			長岡000も5085	1	台				
42-5			長岡000も5086	1	台				
42-6			長岡900る720	1	台				
42-7			長岡900る721	1	台				
42-8			長岡99め2653	1	台				
42-9			新潟000る1632	1	台				
42-10			新潟000る1631	1	台				
42-11			長岡000る544	1	台				
42-12			長岡000る545	1	台				
42-13			長岡000る303	1	台				
42-14			長岡000る304	1	台				
42-15			長岡000る305	1	台				
42-16			長岡900る32	1	台				
42-17			長岡900る30	1	台				
42-18			長岡800は274	1	台				

※見積単価算出方法は自社保有・資材購入のいずれかで算出しているか「○」を付して下さい。

（記入上の注意事項）
見積確認後の最終見積書の場合は「訂正参考見積書」と記入し提出すること。

（添付書類）
参考見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料（様式自由）
　１．当該機器等を自社で製作する場合
　　・当社が設計図書で示した仕様等を満足することがわかる資料の写し（過去に同等程度の機器を製作した仕様でも可能）
　２．当該機器等を他社から納入する場合
　　・当社が設計図書で示した仕様等を満足することがわかる資料の写し（過去に同等程度の機器を納入した仕様でも可能）

質問書様式

契約件名	新潟支社 Ｒ４トラクターショベル購入	に係る問合せ
質問期限	令和　4　年　10　月　28　日　金　曜日　16　時　00　分まで	
注意事項	黄色着色個所のみに必要事項を記載のうえ、質問受付期限までに契約担当部署に下記①又は②のいずれかの方法により提出すること。 ① 書留郵便等により提出する場合は、本ファイルデータを出力した書面を提出すること。なお、質問数が５問以上の場合は本ファイルデータを記録したCD-R等も併せて提出すること。 ② 電子メールの場合は、本ファイルデータをメールに添付のうえ提出すること。（受信メールアドレス：ki-r-niigata@e-nexco.co.jp）	

提出日		質問回数		回目
住所				
事業者名				
担当者名		部署		
電話番号及び ＦＡＸ番号	（電　話） （ＦＡＸ）	電子メール		

質問番号	資料の種類	ページ	章の番号等	質　問　事　項	質問の趣旨
1					
2					
3					
4					
5					

※項目が不足した場合は質問行を適宜追加すること。

競争参加資格確認申請書等作成要領

１．目的

東日本高速道路株式会社新潟支社が、維持補修用機械の特定調達契約を一般競争入札に付す際に、競争参加希望者に求める競争参加資格確認申請書（入札公告（説明書）3-2.(1)関する事項）の作成要領及び様式を定めるもので、統一的な解釈及び運用をもって、入札の円滑な遂行と契約の適正な履行の確保を図ることを目的とする。

２．競争参加資格確認申請における提出書類

競争参加資格確認申請において、下表に示す「様式１及び様式 2-1（以下、「申請書」という。)」の提出を行うこと。

なお、競争参加資格確認資料（様式 2-1）に記載した申請内容を証明するための資料（以下、「証明書類」という。）及び様式 2-2 については、落札予定者と決定した者に対し提出を求めるものとする。

契約責任者は、証明書類の確認の結果、**申請の内容に不備等があった場合、証明書類で申請書の記載内容が確認できない場合は、当該落札予定者が行った入札を無効とし、開札の結果による次順位者を落札予定者と決定して証明書類の提出を求める**こととする。

番号	様式内容	データファイル形式	作成サイズ	提出期限日
様式１	競争参加資格確認申請書	PDF 形式	Ａ４	別表－１のとおり
様式２－１	競争参加資格確認資料	**xlsx 形式**	Ａ３	
様式２－２	証明書類チェックリスト	**xlsx 形式**	Ａ３	落札予定者に別途連絡を行う。
	証明書類	PDF 形式	Ａ４	

３．様式のデータファイル提供について

様式 2-1（競争参加資格確認資料)、様式 2-2（証明書類チェックリスト）については xlsx 形式（Microsoft 社の「Excel2007」およびそれ以降のバージョンで作成したデータ。）のデータファイルで提供するので、それを活用して作成すること。

※xlsx 形式による閲覧、資料作成ができない者については、NEXCO 東日本から提供した PDF 形式の様式を参考に提出書類を作成することができる。この場合の提出書類については全て PDF 形式により提出すること。

(1) 様式１　競争参加資格確認申請書

・本入札公告（説明書）に添付している「様式１　競争参加資格確認申請書」により作成すること。

(2) 様式 2-1　競争参加資格確認資料　及び　様式 2-2　証明書類チェックリスト

・本入札公告（説明書）に添付している「様式 2-1　競争参加資格確認資料」及び「様式 2-2　証明書類チェックリスト」により作成すること。

４．提出書類の提出方法

①書留郵便等の場合

提出にあたっては、上表に示す作成サイズにて紙に印刷し、提出すること。提出部数は 2 部とする。また、**樣式 2-1 については xlsx 形式のデータを保存した CD-R 等も合わせて提出するものとする。**なお、提出された書類は、返却しない。

②電子メールの場合

提出にあたっては、上表に示すファイル形式・作成サイズにて作成し、保存したデータを提出すること。

※提出されたデータのファイル形式の誤りなど、形式的かつ軽微な誤りに限り、追加提出等を認める場合があります。（申請書の記載漏れ等による追加提出は認めません。）

５．申請書記載上の注意事項及び証明書類等

(1) 納入実績又は製造実績

別表－２「(1)納入実績又は製造実績」については、下記のとおり競争参加資格の審査を行うため、競争参加希望者は、①～④のいずれかに該当する場合においても、証明する内容を様式 2-1 の申請項目Ⅰ～Ⅲを記載すること。そのうち、③に該当する者は申請項目Ⅳ、④に該当する者は申請項目Ⅴについても記載すること。また、落札予定者は、様式 2-2 と合わせて、納入実績又は製造実績があることを証明できる書類として、下記①～④のいずれかの書類を提出すること。

競争参加希望者は、下記に示す同種機械の納入実績又は製造実績があれば、実績有りとし、適格とする。 納入実績又は製造実績の有無は、別表－２(1)の内容について審査を行う。 なお、「納入実績又は製造実績」については、下記①～④のいずれかを満たすこと。 ① 別表－２(1)①に該当する競争参加希望者は、これを証明できる書類（契約書表頭部の写し、当該契約の特記仕様書の写し及び認定書の写し）を有すること。 ② 別表－２(1)②に該当する競争参加希望者は、これを証明できる書類（契約書表頭部の写し、製作仕様書（全体組立図、各部詳細図、機械諸元表、検査成績書、写真及びパンフレット等）及び認定書（発注者からの納入に関する検査に合格したと認められた書類）の写し）を有すること。 ③ 別表－２(1)③に該当する競争参加希望者は、これを証明できる書類（同種機械を製造したことがわかる書類、製作仕様書（全体組立図、各部詳細図、機械諸元表、検査成績書、写真及びパンフレット等）を有すること。 また、競争参加希望者及び同種機械の納入者間における契約書表頭部の写しを有すること。 ④ 商社又は代理店等（以下「代理店等」という。）で、納入実績はないが別表－２(1)④に該当する競争参加希望者は、同種機械の製造実績を証明できる書類及び製作仕様（全体組立図、各部詳細図、機械諸元表、検査成績書、写真及びパンフレット等）を有すること。 また、競争参加希望者と同種機械の製造者との関係を証明できる書類を有すること。

(2) アフターサービス体制

別表－２「(2)アフターサービス体制」については、下記のとおり競争参加資格の審査を行うため、競争参加希望者は、証明する内容を様式 2-1 の申請項目Ⅵに記載すること。また、落札予定者は、様式 2-2 と合わせて、アフターサービス体制が整備されていることを証明できる書類として、下記①～③の全ての書類の写しを提出すること。

競争参加希望者は、アフターサービス体制を下記のとおり有していれば、体制有りとし、適格とする。 アフターサービス体制の有無は、別表－２(2)の内容について審査を行う。 なお、 アフターサービス体制については、下記①～③の全てを満たすこと。 ①　別表－２(2)①のとおり。 なお、協力会社工場等の場合は、入札参加者との契約関係を証明できる書類を有すること。 ②　別表－２(2)②のとおり。 なお、これを証明できる確認書又は指定書等を有すること。 ③　別表－２(2)③のとおり。 なお、技術者は、同種機械の操作、取扱いについて、十分な知識を有していることが必要であり、別表－２(2)③に記載されている資格及び所属する会社名等を証明できる書類を有すること。

（３）メンテナンス部品の供給体制

別表－２「(3)メンテナンス部品の供給体制」については、下記のとおり競争参加資格の審査を行うため、競争参加希望者は、証明する内容を様式 2-1 の申請項目Ⅶに記載すること。

競争参加希望者は、メンテナンス部品の供給体制を下記のとおり有していれば、体制有りとし、適格とする。 メンテナンス部品の供給体制の有無は、別表－２(3)の内容について審査を行う。 なお、メンテナンス部品の供給体制については、別表－２(3)①②全てを満たすこと。 また、別表－２(3)①②を有していることを提示すること。

参加資格の判断フロー

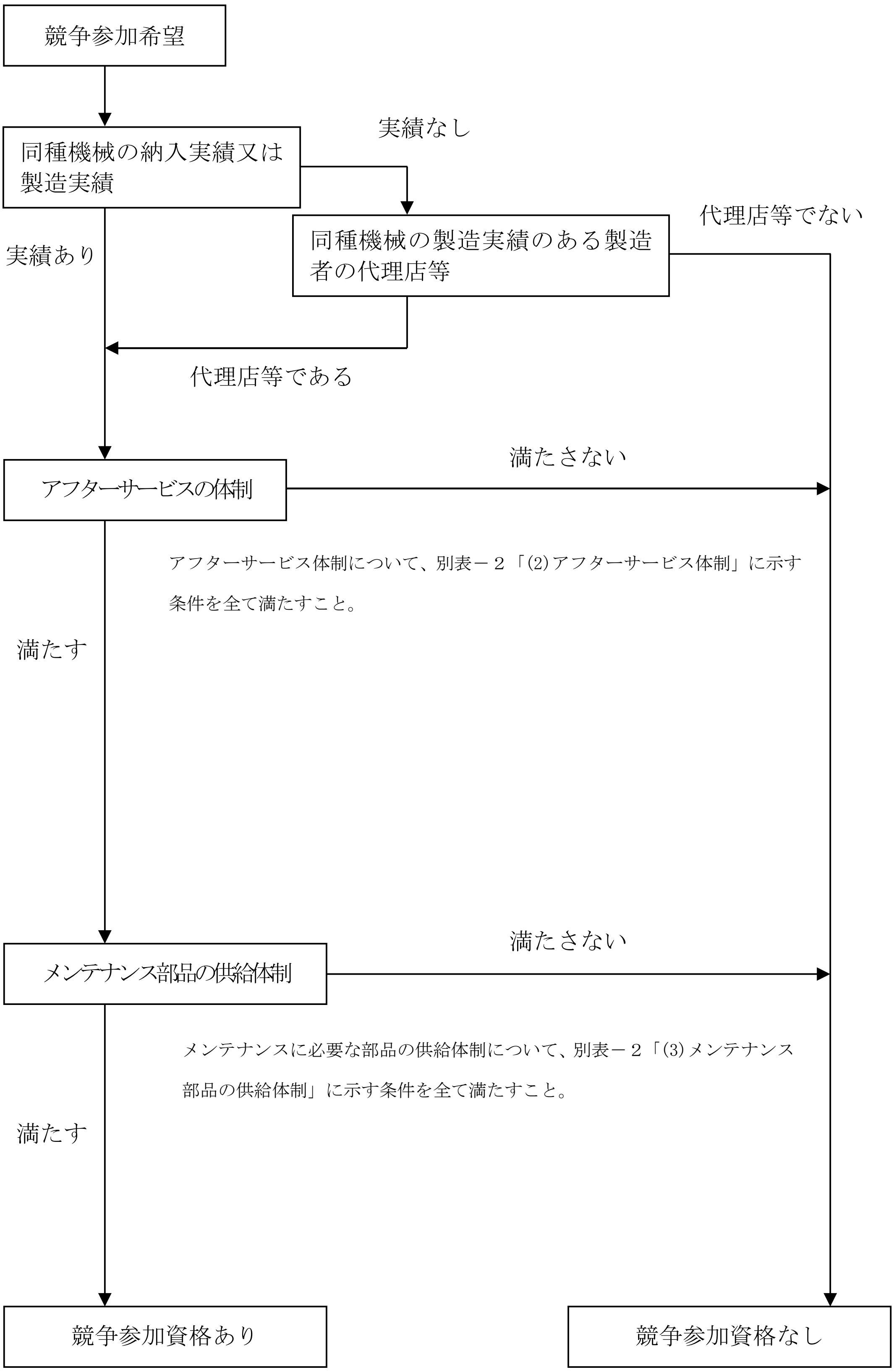
競争参加希望
同種機械の納入実績又は製造実績
実績なし
同種機械の製造実績のある製造者の代理店等
代理店等でない
実績あり
代理店等である
アフターサービスの体制
満たさない
アフターサービス体制について、別表－２「(2)アフターサービス体制」に示す条件を全て満たすこと。
満たす
メンテナンス部品の供給体制
満たさない
メンテナンスに必要な部品の供給体制について、別表－２「(3)メンテナンス部品の供給体制」に示す条件を全て満たすこと。
満たす
競争参加資格あり
競争参加資格なし

（別表－1）

契約手続き日程

契約件名	新潟支社　Ｒ４トラクターショベル購入

契約責任者	役職名	新潟支社長
	氏名	梅木　秀郎
契約担当部署	郵便番号	〒９５０－０９１７
	住所	新潟県新潟市中央区天神１－１
	部署名	ＮＥＸＣＯ東日本　新潟支社　技術部　調達契約課
	電話番号	０２５－２４１－５１１６
	Mail	ki-r-niigata@e-nexco.co.jp
開札場所		ＮＥＸＣＯ東日本　新潟支社　会議室

入札公告日		令和4年7月25日　（月）
①	審査基準日 （入札公告3-1.関係）	令和4年8月23日　（火）
②	契約図書の配布期間 （入札公告1-16.関係）	令和4年7月25日　（月）から 令和4年8月23日　（火）まで 上記期間を過ぎた場合、ダウンロードできない図書があるので注意すること。
③	本件競争入札に関する質問受付期間 （入札公告6-2.関係）	令和4年7月25日　（月）から 令和4年10月28日　（金）までの毎日16時00分まで 質問書面（質問書様式）を**書留郵便等(注)又は電子メール**により行政機関の休日を除く毎日16：00までに提出すること。
④	質問に対する回答期間 （入札公告6-2.関係）	質問書受領日の翌日から原則として５日以内（行政機関の休日除く。）
⑤	競争参加資格確認申請書の提出期間 （入札公告3-3.関係）	令和4年7月25日　（月）から 令和4年8月23日　（火）16時00分まで **書留郵便等(注)又は電子メール**により提出すること。
⑥	競争参加資格確認結果通知日 （入札公告3-4.関係）	令和4年9月13日　（火）を予定
⑦	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日 （入札公告3-4.関係）	競争参加資格確認結果の通知日の翌日から７日以内（行政機関の休日除く。）
⑧	参考見積書の提出期限 （入札公告4-1.関係）	令和4年8月23日　（火）16時00分 **書留郵便等(注)**により提出すること。
⑨	参考見積書に関する問い合わせ期間 （入札公告4-1.関係）	令和4年9月22日　（木）から 令和4年10月13日　（木）までを予定

（別表－1）

契約手続き日程

契約件名	新潟支社　Ｒ４トラクターショベル購入

⑩	訂正参考見積書提出期限 （入札公告4-1.関係）	令和4年10月20日　（木）16時00分 **<u>書留郵便等</u>**(注)により提出すること。
⑪	入札書の提出期限 （入札公告5-1.関係）	令和4年11月4日　（金）16時00分 **<u>書留郵便等</u>**(注)により提出すること。（※電子メール不可） 入札者に対する指示書【郵送入札】［9］から［13］を確認のうえ、**<u>入札書及び下記提出書類</u>**を同封のうえ提出すること。 **提出書類：<u>単価表（出力書面）</u>**
⑫	開札日時 （入札公告5-1.関係）	令和4年11月7日　（月）17時00分

(注)

「書留郵便等」とは、郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項）のうち、受領署名又は押印を必要とする方法を指します。

（例）一般書留郵便、簡易書留郵便、レターパックプラス［赤］、受領署名又は押印を必要とするバイク便など。

<u>※普通郵便、レターパック［青］、ゆうパック、宅配便など、上記によらない方法の場合は受付けません。</u>

※令和４年４月１日付けで入札者に対する指示書の見直しを行っております。当社ホームページにて内容をご確認のうえ、手続きをお願いします。

別表－2

競争参加資格に関する諸条件

【競争参加資格】

（1） 納入実績又は製造実績

審査基準日(別表－1に示す「競争参加資格確認申請書等」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。)において、平成19年度以降における新車の納入実績又は製造実績について、下記4項目のいずれかの条件を満たすこと。

① 東日本高速道路株式会社に対して、同種機械又は主体的部位の納入実績があることを証明できること。

② 東日本高速道路株式会社以外の機関に対して、同種機械又は主体的部位の納入実績があることを証明できること。

③ 同種機械又は主体的部位の製造実績があることを証明できること。

④ 同種機械又は主体的部位の製造実績がある製造者の商社又は代理店であることを証明できること。

同種機械：トラクターショベル 主体的部位：スノープラウ ※ 同種機械は「東日本高速道路株式会社　維持補修用機械・交通管理用機械標準仕様書」又はこれと同等以上の性能及び機能を有していること。

（2） アフターサービス体制

審査基準日において、

アフターサービス体制について、下記3項目の条件を全て満たすこと。

① 同種機械のメンテナンス実績を有する直営工場、もしくは協力会社工場等が、新潟県に1箇所以上確保されていること。なお、協力会社工場等の場合は、それを契約書等により証明できること。

② 上記工場が、「自動車分解整備事業」の認証、又は「指定自動車整備事業」の指定を受けていること。

③ 故障発生時等緊急時において、上記工場に所属する技術者（二級ジーゼル自動車整備士資格取得者と同等以上）と休日夜間にかかわらず連絡がとれる体制を有していること。

（3） メンテナンス部品の供給体制

審査基準日において、

納入機械のメンテナンスに必要な部品の供給体制について、下記2項目の条件を全て満たすこと。

① 部品の供給にあたって、

- 部品の種類によらず、共通の連絡先を有していること。
- 軽微な修理に必要な部品を部品手配依頼後24時間以内に供給できる体制を有していること。

② 納入機械のメンテナンスに必要な部品を10年以上確保できること。

※「競争参加資格確認申請書等作成要領」により申請書を作成すること。